

1

議席番号 4 番

中田 博之 議員

開始予定時間

6月16日 午前9時

**【多文化共生支援について】**

吉田町統計要覧によると、平成29年度の外国人人口は1,195人であったものが、令和3年度は1,826人と年々増加しており、町民課へ聴き取りを行ったところ、当町役場の相談窓口に来る外国人は増加傾向であり、今後も当町の外国人人口は増加するのではないかと推察しており、町が行う外国人への多文化共生支援が、より重要となってくると考えます。

そこで、以下の質問をします。

- (1) 第5次総合計画後期基本計画進捗管理報告書の「多文化共生」において、外国語版情報誌の配布枚数が平成30年度の現状値は年4,920枚で、目標値である令和5年度は6,000枚と増刷する計画である。

そこで、情報誌を大型商業施設や各自治会施設に配置することで、より外国人住民の目に留まりやすくなり、町の情報の周知につながると考えるが、町の考えは。

- (2) 町内で生活している外国人の中には、日常生活のゴミの出し方や各種制度等の基本的なルールが分からず、近隣住民との間に行き違いが生じる可能性があり、実際、私のところにもそうした情報が入ってくる。

そこで、外国人住民向けの生活案内動画コンテンツを作成し、動画を配信、周知することで基本的な生活の理解、問題の解消や軽減につながり、外国人実習生を雇う企業の生活教育への支援になると考えるが、町の考えは。

- (3) 現在、当町の公式LINEや防災メールは日本語発信のみであり、言語の問題から、外国人住民は情報不足のため、災害弱者となる可能性が高い。

多言語化が図られない当町の情報発信には、課題があると考えるが、町の考えは。

- (4) 第5次総合計画後期基本計画進捗管理報告書の「賑わいづくり」では、多言語案内看板の設置枚数が、現在、住吉海岸に1か所あり、目標値は令和5年度までに10か所設置する計画である。

目標値の10か所について、外国人観光客には展望台小山城や県営吉田公園など観光名所に多言語看板を設置し、また、転入や在住の外国人住民には、主要な公共施設の多言語看板が必要と考えるが、町の考えは。

**【第5次吉田町総合計画及び吉田町まちづくりステップアップ行政評価について】**

私は、令和2年3月定例会において、「第5次吉田町総合計画について」と題して一般質問を行いました。そこで総合計画の進捗を評価する「吉田町まちづくりステップアップ行政評価」が2年掛かりでの評価であることに疑問を呈しました。

その結果、C (Check) シートに従来からの翌年度の方向性に加えて、当年度の取組状況を記載することになりました。また、評価結果の公表も増加しました。

そのような変化はありましたが、依然、総合計画後期基本計画での目標達成率は低迷しています。また、後期基本計画の期間は令和5年までで、今年度第6次総合計画の策定に向けての調査等が開始されています。

そこで、以下の点について質問します。

- (1) 後期基本計画においても期間中とはいえど「改善していないもの」が多い。  
どのように考えているか。
- (2) 第5次吉田町総合計画前期基本計画総括評価報告書において、第1章の分野の主な目標中、「消防団協力事業所表示制度登録事業所数」及び「青色防犯パトロール実施団体数」が目標未達成であった原因は。
- (3) 行政評価結果報告書において、各年度「現状のまま継続」が多数を占めている。「現状維持は後退の始まり」との言葉があるが、この状況をどのように考えているか。
- (4) 行政評価結果報告書における「見直しの上で実施」の評価理由として、具体的に何を見直すかの記載がされていない報告が多い。何故か。
- (5) 吉田町まちづくりステップアップ行政評価の手引きに記載のPDCAサイクル中「P (Plan) 実施計画事業の概要 (第5次吉田町総合計画後期基本計画)」とは何か。また、それを評価するのはいつか。
- (6) 計画達成に向けて進めるPDCAサイクルに対して、状況の変化に素早く適切な対応を図るための<sup>ウーダ</sup>OODAループが提唱されている。<sup>ウーダ</sup>OODAループにこだわる必要はないが、状況変化に対応可能な職員の育成についてどのように考えているか。

**【地域公共交通への期待と住民生活の利便性向上について】**

2020年度吉田町地域公共交通計画の策定に係る調査・研究が進められ、まとめが示された。これからできる新たな公共交通システムには、住民の生活環境を大きく改善し、交通の利便性と安全な移動手段が確立されることに大きな期待が寄せられている。

吉田町の北区には、吉田インターチェンジがある。ここは、東名ハイウェイバスによる首都圏へのアクセス、特急静岡相良線による静岡市へのアクセス、そして静岡空港へのアクセスなど、町外へのアクセスの拠点である。

吉田町役場は、住吉、川尻、片岡地区と、しずてつジャストラインとを結ぶ、町の中心拠点である。それぞれ、公共交通の利便性の確保に重要であると思う。

一方、榛南幹線の整備によって、南側に位置する地域は、移動手段の重要度が増した。また、国土交通省都市局都市計画課では、バス停から半径300メートル以上の地域を公共交通不便地域と考えている。そこは、公共交通不便地域や空白地域が多く見受けられる。高齢化社会を迎える中、公共交通による移動手段がますます重要になる。

平成31年の一般質問で、松阪市と西尾市では、自治会と住民協議会がコミュニティバスの通路やバス停などを住民が主体的に決めていたことを示した。

吉田町でも、住民主体の新たな公共交通システムの確立を期待したい。

そこで、以下の点について、質問をします。

- (1) 新たな公共交通システムには、路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシーなどがあるが、計画策定に当たり、それぞれの適用範囲を具体的には、どのように考えたのか。
- (2) 吉田インターチェンジは、町外へのアクセスの拠点。吉田町役場は、町の中心的拠点と考える。交通拠点としての具体的・現実的構想はあるか。
- (3) 幹線道路の整備により、地域が二分される問題の解決については、吉田町のように、おおよそ平坦地で、人口密度が高い地域での公共交通空白地域や公共交通不便地域の対策には、どのようなシステムが最適と考えたのか。コミュニティバスの導入の構想はなかったのか。
- (4) 町は、公共交通の課題を抽出する住民懇談会を開き、自治会やPTA関係者、高校生ら60人が出席し、日常の移動の困りごとなどを共有したとあるが、具体的提案が見えない。しかし、町民からは、「小型の巡回バスを大幡神社から神戸の辻を通過して、牧之原市の堺まで走り、役場や医院を

回るようにしてほしい」との、具体的な意見をいただいている。

公共交通を切に必要とする、住民の具体的な意見や望みが十分反映される仕組みを作るべきだと思うが、どう考えるか。

**【津波防災まちづくり（住吉海岸防潮堤）について】**

5月14日、川尻工区の駿河海岸防潮堤完成式が、大井川川尻地区河川防災ステーション完成式と合わせて行われました。安倍元総理、川勝県知事など、大勢の来賓や関係者が参加し盛大に行われました。

新聞記事によると、「今後、吉田漁港以西の住吉地区でも防潮堤整備が進められる。」と掲載されています。

令和4年第1回吉田町議会定例会での町長の施政方針の中でも「住吉海岸における1000年に一度の大津波をブロックする高さ11.8メートルの防潮堤整備につきましては、現在、国と協議中である。」と述べています。

これまでの、津波防災まちづくりに対する事業の実績をみると、大いに期待をするものです。

今回、住吉海岸防潮堤の質問をするのは、1000年に一度の大津波に対し、一日でも早く、安全安心を手にする事は当然の事であり、住吉海岸沿いに暮らす人達が、近い将来において、住宅の建て替えや事業者の設備投資など、「防潮堤の計画がある程度わからないと手の出しようが無い。」などの声を聞いているからです。

以下の点について、質問します。

- (1) 令和元年6月定例会において、同僚議員が行った一般質問での答弁で、「国・県・市町で構成する「駿河海岸保全検討委員会」において住吉地区の防潮堤は、川尻地区と同様の防潮堤を考えているが、住吉地区には、たくさん家屋が存立していることから、国・県と連携し、最良の方法を検討している。今は、事業計画を示す段階ではない。」との答弁があった。

3年が経過したが、事業計画について、現在の状況はどうか。

- (2) 現在、住吉地区の防潮堤は、天端の補強工事が行われ、大道前から西に向かい、山八前まで完了している。11.8mの防潮堤工事を行うには、事前に、天端の補強工事が必要と考えるが、大道前から東側、漁港までの既存防潮堤の天端補強工事は、今月末から着工すると聞いている。

天端の補強が終わらなければ次の工事には進めない。

残りの天端補強工事の事業計画については、どの様になっているのか。

- (3) 国・県・町で構成する、住吉地区の「事業調整会議」は立ち上がったか。また、「静岡モデル推進検討会」は、過去5年間でどれだけ開催されたか。

### 【都市計画道路（東名川尻幹線）について】

町内の都市計画道路は、「津波防災まちづくり」などにより飛躍的に整備が進みました。東名川尻幹線においては、国道150号から海岸までの区間は、町道となっており、一部未着手の区間があります。津波避難路として使われることや渋滞の原因でもあることから、以下、質問します。

- (1) 令和4年第1回定例会において、同僚議員からの一般質問の答弁で、県営住宅付近の交差点の混雑を緩和するに当たり、「南進の中央分離帯を改修し、右折レーンを設けることも考えられる。」との答弁があった。  
実現に向けての計画はなされるのか。
- (2) 未着手区間が、県営住宅から南へ約200mある。実施計画書には、この区間の整備について、載っていない。早急に、この区間の整備が必要と思うが、工事計画は、どの様になっているか。
- (3) 3月定例会にて同僚議員からの質問があり、答弁も聞いたが、納得がいかない。吉田インターから榛南幹線まで、片側2車線道路として計画されたが、現状、国道150号から、町道川尻住吉線までの区間で、片側1車線で使われているところがある。  
必要を見込んで4車線道路をつくったのだから、4車線使った方が有効と考える。  
吉田町管理下であるのだから、4車線で使用しても良いと思うが、いかがか。

**【吉田中学校の部活動改革及び校則の見直しについて】**

平成から令和に入り、文部科学省から、地域の公立中学校における部活動のあり方や学校校則の見直しについて、時代の変革に合わせた提言や通達が行われています。

部活動については、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と、学校の働き方改革も考慮した、更なる部活動改革の推進を目指し、その第一歩として「令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域移行」を進めていく方向性が示されています。

具体的には、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に部活動に携わることを希望しない教師は、部活動に携わる必要がない環境を構築することや部活動の指導を希望する教師については、兼職兼業の許可を得た上で、引き続き、休日に指導を行うことができる環境を構築すること、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備すること等を示しています。

校則については、本年度夏以降、12年ぶりに「生徒指導提要」の改訂が行われる予定で、その試案では「校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に守るよう指導することが重要」、「そのため校則内容については普段から学校内外の者が参照できるよう学校ホームページに公開しておくことや決まりの意義を理解し、児童生徒が主体的に校則を遵守するようになるためにも、制定した背景についても示しておくこと」との表記があります。

以上の点を踏まえ、質問をします。

- (1) 吉田中学校における、部活動改革の取り組みは。
- (2) 休日の部活動の段階的な地域移行は、どのように行っていくのか。
- (3) そうした改革を経て、平日の部活動は、どのような形を目指すのか。
- (4) 中学校校則の見直しについて、生徒会や教師・保護者の間で内容の確認や議論する機会を設けているか。
- (5) 教育委員会においては、校則の内容や見直し状況の実態について調査し、必要に応じて、学校に見直しなどを依頼すべきと考えるが、現状はどうか。
- (6) 校則について、在学生徒や保護者が考える機会を設けられるよう、学校

のホームページ等へ明文化した校則の改定手続きとともに提示することが必要であると考えているが、どうか。



**【上水道の断水に備えた応急給水体制について】**

「吉田町国土強靱化地域計画」が令和4年3月に策定され、「第4章 吉田町の脆弱性評価と強靱化の推進方針」の「4-1 脆弱性の評価」に「(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」があります。

吉田町の地域特性を踏まえ、9つの「事前に備えるべき目標」と39の「起きてはならない最悪の事態」が設定しており、「(3) 脆弱性評価結果」では、リスクシナリオ別に、評価結果が載せてあります。

「4-2 推進すべき施策の方針」には、「(1) リスクシナリオごとの施策の方針」があり、関連する取組と指標等の令和2年度における現況値と令和7年度における目標値が載せてあります。

そこで、「リスクシナリオ2-1」の「③ 上水道の断水に備えた応急給水体制の確保」、「リスクシナリオ6-2：上水道の長期間にわたる供給停止」について、以下の点について質問します。

- (1) 「リスクシナリオ2-1」の「③ 上水道の断水に備えた応急給水体制の確保」の関連する取組について、令和3年度の現況値は。
- (2) 「リスクシナリオ6-2：上水道の長期間にわたる供給停止」の①図表中、基幹管路の耐震化について、関連する取組として神戸・大幡地区が載せてあるが、町全体の耐震化率は。
- (3) 「応急給水計画に基づく応急給水体制を確実にする」とあるが、「応急給水計画」はどのようなになっているか。
- (4) 本計画において「想定するリスク」は、「大規模自然災害を基本とする」となっているが、不意の断水についてもこれが適応するのか。